

1-2 基本方針

本マニュアルは、すべての人にとって使いやすい『ユニバーサルデザイン』による道路整備を目的とした道路構造基準である。

しかし、包括的・一般的な基準では、本来求められる整備が困難な場合が多いため、それぞれの基準・目的・考え方等を明記し、可能な限り基準の運用に幅を持たせることができるように配慮している。

つまり、**本マニュアルによる道路整備にあたっては、『すべての人にとって使いやすい』という本来の目的を達成することを優先すべきであり、画一的に基準を適用すべきでないことを留意しなければならない。**

なお、マニュアルの作成にあたっては、以下の4項目を基本方針としている。

- ① ユニバーサルデザインによる『すべての人にとって使いやすい』道路構造とする。
- ② 移動制約者の意見、兵庫県立「福祉のまちづくり工学研究所」や「独立行政法人 土木研究所」等の調査・研究成果を可能な限り反映した道路構造とする。
- ③ 急峻な自然地形に配慮する。
- ④ 景観形成に配慮する。